

電気用品の技術上の基準を定める省令第2項の規定に基づく基準の改正について

1. 概要

電気用品の技術基準のうち、国際規格の採用については、電気用品の技術上の定める省令（昭和37年通商産業省令第85号）第2項の規定に基づき経済産業大臣が保安上支障がないと認めた基準の実施運用上の規定事項として、電気用品の技術上の基準を定める省令第2項の規定に基づく基準（以下、「2項基準」という。）の制定について（平成14年3月18日付け平成14・03・13商第6号）にて対応してきたところ。

今般、国際規格の追加採用及び既に認めている国際規格の最新版への見直しを行うため、「電気用品の安全に関する技術基準等に係る調査検討会」（事務局：独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE））において審議を行い、基準を改正することとなった。

2. 改正基準

省令第2項に採用するJISは別添1のとおり。なお、改正の概要は次のとおり。

- ① IEC規格に整合した最新JISを新規採用するもの 4基準
- ② 現在JIS化されておらず、国がJ規格として独自に規定している基準について、
JIS化に伴い、JISを引用したもの 9基準
- ③ 既にJIS化されている基準に対して、引用しているJIS改正に伴い内容及び発行年を変更したものの採用 28基準
- ④ IEC規格の統廃合により廃止したもの 3基準

3. 改正内容の技術評価について

今回の改正は、電気用品の技術上の基準を定める省令（昭和37年通商産業省令第85号）第2項の規定に基づき経済産業大臣が保安上支障がないと認めた基準に関する改正である。

このため、改正内容の技術評価においては、改正内容が保安上支障のないことを確認する必要がある。

具体的には次の観点から確認を行った。

- ・新規採用 JIS については、IEC を JIS 化する際に我が国の配電事情を考慮し、デビエーションを適切に反映しているか。
- ・改正 JIS については、改正内容が①我が国のデビエーションの適切な反映②表現の適正化③最新知見の反映のいずれかであり、保安上の影響がないか。

改正内容に対する技術評価の結果は、別添 2 のとおり。その結果、我が国のデビエーションの適切な反映、表現の適正化、最新知見の反映されていることを確認した。このため、改正による保安上の影響はないと判断した。

4. 施行期日

改正日：平成 23 年 8 月 9 日

施行日：平成 23 年 11 月 1 日

ただし、施行後 3 年間は、なお従前の例によることができる。

別添 1 省令第 2 項へ採用する JIS

別添 2 技術基準改正内容の技術評価

省令第 2 項へ採用する JIS

改正 J 規格	採用する JIS	タイトル	現行 J 規格	最新 IEC 規格	IEC との 差違	備考
J60335-2-J9 (H23)	JISC9335-2-209 : 2009	家庭用及びこれに類する電気機器の 安全性—第 2-209 部：家庭用電気治療 器の個別要求事項	—	—	—	新規（新規 JIS 採用）
—	—					
J60598-2-12 (H23)	JISC8105-2-12:2009	照明器具—第 2-12 部：電源コンセ ント取付形常夜灯に関する安全性要求 事項	—	IEC 60598-2-12	なし	新規（新規 JIS 採用）
第 1 版(2006)	第 1 版(2006)			第 1 版(2006)		
J60598-2-13 (H23)	JISC8105-2-13:2009	照明器具—第 2-13 部：地中埋込み形 照明器具に関する安全性要求事項	—	IEC 60598-2-13	なし	新規（新規 JIS 採用）
第 1 版(2006)	第 1 版(2006)			第 1 版(2006)		
J61347-2-11 (H23)	JISC8147-2-11:2005	ランプ制御装置—第 2-11 部：照明器 具用のその他の電子回路の個別要求 事項	—	IEC 61347-2-11	あり	新規（新規 JIS 採用）
第 1 版(2001)	第 1 版(2001)		—	第 1 版(2001)		
J60335-2-J2 (H23)	JISC9335-2-202 : 2009	家庭用及びこれに類する電気機器の 安全性—第 2-202 部：電気こたつの個 別要求事項	J60335-2-J2 (H14)	—	—	改正（新規 JIS 採用）
—	—		—	—		
J60335-2-J3 (H23)	JISC9335-2-203 : 2009	家庭用及びこれに類する電気機器の 安全性—第 2-203 部：ハードあんかの 個別要求事項	J60335-2-J3 (H14)	—	—	改正（新規 JIS 採用）
—	—		—	—		

改正 J 規格	採用する JIS	タイトル	現行 J 規格	最新 IEC 規格	IEC との 差違	備考
J60400 (H23) 第 7 版 (2008)	JIS C 8324 : 2010 第 7 版 (2008)	蛍光灯ソケット及びスタータソケット	J60400 (H14) 第 6 版 (1999)	IEC 60400 第 7 版 (2008)	あり	改正 (新規 JIS 採用)
J60598-1 (H23) 第 7 版 (2008)	JISC8105-1 : 2010 第 7 版 (2008)	照明器具—第 1 部 : 安全性要求事項通 則	J60598-1 (H14) 第 4 版 (1996) + Amd. 1 (1998)	IEC 60598-1 第 7 版 (2008)	あり	改正 (新規 JIS 採用)
J60598-2-1 (H23) 第 1 版 (1979) + Amd. 1 (1987)	JISC8105-2-1 : 1999 + 追補 1 (2010) 第 1 版 (1979) + Amd. 1 (1987)	照明器具—第 2-1 部 : 定着灯器具に関 する安全性要求事項	J60598-2-1 (H14) 第 1 版 (1979) + Amd. 1 (1987)	IEC 60598-2-1 第 1 版 (1979) + Amd. 1 (1987)	なし	改正 (新規 JIS 採用)
J60598-2-2 (H23) 第 2 版 (1996) + Amd. 1 (1997)	JISC8105-2-2 : 2003 + 追補 1 (2010) 第 2 版 (1996) + Amd. 1 (1997)	照明器具—第 2-2 部 : 埋込み形照明器 具に関する安全性要求事項	J60598-2-2 (H14) 第 2 版 (1996) + Amd. 1 (1997)	IEC 60598-2-2 第 2 版 (1996) + Amd. 1 (1997)	あり	改正 (新規 JIS 採用)
J60598-2-4 (H23) 第 2 版 (1997)	JISC8105-2-4 : 2003 + 追補 1 (2010) 第 2 版 (1997)	照明器具—第 2-4 部 : 一般用移動灯器 具に関する安全性要求事項	J60598-2-4 (H14) 第 2 版 (1997)	IEC 60598-2-4 第 2 版 (1997)	なし	改正 (新規 JIS 採用)
J60598-2-5 (H23) 第 2 版 (1998)	JISC8105-2-5 : 2003 + 追補 1 (2010) 第 2 版 (1998)	照明器具—第 2-5 部 : 投光器に関する 安全性要求事項	J60598-2-5 (H14) 第 2 版 (1998)	IEC 60598-2-5 第 2 版 (1998)	あり	改正 (新規 JIS 採用)

改正 J 規格	採用する JIS	タイトル	現行 J 規格	最新 IEC 規格	IEC との 差違	備考
J60598-2-19 (H23)	JISC8105-2-19:2010	照明器具—第 2-19 部：空調照明器具 に関する安全性要求事項	J60598-2-19 (H14)	IEC 60598-2-19	あり	改正（新規 JIS 採用）
第 1 版(1981) + Amd. 1 (1987) + Amd. 2 (1997)	第 1 版(1981) + Amd. 1 (1987) + Amd. 2 (1997)		第 1 版(1981) + Amd. 1 (1987) + Amd. 2 (1997)	第 1 版(1981) + Amd. 1 (1987) + Amd. 2 (1997)		
J60065 (H23)	JISC6065 追補 1 : 2009	オーディオ、ビデオ及び類似の電子機 器—安全性要求事項	J60065 (H20)	IEC60065	追補部 分はな し	改正（既に JIS 採用済 み）
(第 7 版(2001)) +Amd. 1 (2005)	(第 7 版(2001)) +Amd. 1 (2005)		第 7 版(2001)	(第 7 版(2001)) +Amd. 1 (2005)		
J60227-1 (H23)	JISC3662-1 : 2009	定格電圧 450/750 V 以下の塩化ビニル 絶縁ケーブル—第 1 部：通則	J60227-1 (H20)	IEC60227-1	あり	改正（既に JIS 採用済 み）
第 3 版(2007)	第 3 版(2007)		第 2 版(1993) + Amd. 1 (1995) + Amd. 2 (1998)	第 3 版(2007)		
J60227-2 (H23)	JIS C 3662-2 : 2009	定格電圧 450/750V 以下の塩化ビニル 絶縁ケーブル—第 2 部：試験方法	J60227-2 (H20)	IEC 60227-2	なし	改正（既に JIS 採用済 み）
第 2 版(1997) + Amd. 1 (2003)	第 2 版(1997) + Amd. 1 (2003)		第 2 版(1997)	第 2 版(1997) + Amd. 1 (2003)		
J60227-5 (H23)	JISC3662-5 : 2009	定格電圧 450/750 V 以下の塩化ビニル 絶縁ケーブル—第 5 部：可とうケーブ ル（コード）	J60227-5 (H20)	IEC60227-5	あり	改正（既に JIS 採用済 み）
第 2 版(1997) + Amd. 1 (1997) + Amd. 2 (2003)	第 2 版(1997) + Amd. 1 (1997) + Amd. 2 (2003)		第 2 版(1997) + Amd. 1 (1997)	第 2 版(1997) + Amd. 1 (1997) + Amd. 2 (2003)		

改正 J 規格	採用する JIS	タイトル	現行 J 規格	最新 IEC 規格	IEC との 差違	備考
J60227-7 (H23) 第 1 版(1995) + Amd. 1 (2003)	JIS C 3662-7 : 2010 第 1 版(1995) + Amd. 1 (2003)	定格電圧 450/750V 以下の塩化ビニル 絶縁ケーブル—第 7 部：遮へい付き又 は遮へいなしの 2 心以上の多心可と うケーブル	J60227-7 (H20) 第 1 版(1995)	IEC 60227-7 第 1 版(1995) + Amd. 1 (2003)	あり	改正（既に JIS 採用済 み）
J60245-1 (H23) 第 4 版(2003) + Amd. 1 (2007)	JIS C 3663-1 : 2010 第 4 版(2003) + Amd. 1 (2007)	定格電圧 450/750V 以下のゴム絶縁ケ ーブル—第 1 部：通則	J60245-1 (H21) 第 4 版(2003)	IEC 60245-1 第 4 版(2003) + Amd. 1 (2007)	あり	改正（既に JIS 採用済 み）
J60245-8 (H23) 第 1 版(1998) + Amd. 1 (2003)	JIS C 3663-8 : 2010 第 1 版(1998) + Amd. 1 (2003)	定格電圧 450/750V 以下のゴム絶縁ケ ーブル—第 8 部：高可とう性コード	J60245-2-8 (H20) 第 1 版(1998)	IEC 60245-8 第 1 版(1998) + Amd. 1 (2003)	あり	改正（既に JIS 採用済 み）
J60309-1 (H23) 第 4 版(1999) + Amd. 1 (2005)	JISC8285 : 2010 第 4 版(1999) + Amd. 1 (2005)	工業用プラグ、コンセント及びカプラ	J60309-1 (H20) 第 4 版(1999)	IEC60309-1 第 4 版(1999) + Amd. 1 (2005)	あり	改正（既に JIS 採用済 み）
J60730-1 (H23) 第 3 版(1999) + Amd. 1 (2003) + Amd. 2 (2007)	JISC9730-1 : 2010 第 3 版(1999) + Amd. 1 (2003) + Amd. 2 (2007)	家庭用及びこれに類する用途の自動 電気制御装置—第 1 部：一般要求事項	J60730-1 (H20) 第 3 版(1999)	IEC 60730-1 第 3 版(1999) + Amd. 1 (2003) + Amd. 2 (2007)	あり	改正（既に JIS 採用済 み）
J60730-2-2 (H23) 第 2 版(2001) + Amd. 1 (2005)	JISC9730-2-2 : 2010 第 2 版(2001) + Amd. 1 (2005)	家庭用及びこれに類する用途の自動 電気制御装置—第 2-2 部：感熱式モー タ保護装置の個別要求事項	J60730-2-2 (H20) 第 2 版(2001)	IEC 60730-2-2 第 2 版(2001) + Amd. 1 (2005)	なし	改正（既に JIS 採用済 み）

改正 J 規格	採用する JIS	タイトル	現行 J 規格	最新 IEC 規格	IEC との 差違	備考
J60730-2-3 (H23) 第 2 版 (2006)	JISC9730-2-3 : 2010 第 2 版 (2006)	家庭用及びこれに類する用途の自動 電気制御装置－第 2-3 部：蛍光ランプ 用安定器の感熱式保護装置の個別要 求事項	J60730-2-3 (H20) 第 1 版 (1990) + Amd. 1 (1995) + Amd. 2 (2001)	IEC 60730-2-3 第 2 版 (2006)	あり	改正（既に JIS 採用済 み）
J60730-2-4 (H23) 第 2 版 (2006)	JISC9730-2-4 : 2010 第 2 版 (2006)	家庭用及びこれに類する用途の自動 電気制御装置－第 2-4 部：密閉形及び 半密閉形の電動圧縮機用の感熱式モ ータ保護装置の個別要求事項	J60730-2-4 (H20) 第 1 版 (1990) + Amd. 1 (1994) + Amd. 2 (2001)	IEC 60730-2-4 第 2 版 (2006)	あり	改正（既に JIS 採用済 み）
J60730-2-5 (H23) 第 3 版 (2000) + Amd. 1 (2004)	JISC9730-2-5 : 2010 第 3 版 (2000) + Amd. 1 (2004)	家庭用及びこれに類する用途の自動 電気制御装置－第 2-5 部：自動電気バ ーナコントロールシステムの個別要 求事項	J60730-2-5 (H20) 第 3 版 (2000)	IEC 60730-2-5 第 3 版 (2000) + Amd. 1 (2004) + Amd. 2 (2008)	あり	改正（既に JIS 採用済 み）
J60730-2-6 (H23) 第 2 版 (2007)	JISC9730-2-6 : 2010 第 2 版 (2007)	家庭用及びこれに類する用途の自動 電気制御装置－第 2-6 部：機械的要求 事項を含む自動電気圧力検出制御装 置の個別要求事項	J60730-2-6 (H20) 第 1 版 (1991) + Amd. 1 (1994) + Amd. 2 (1997)	IEC 60730-2-6 第 2 版 (2007)	なし	改正（既に JIS 採用済 み）

改正 J 規格	採用する JIS	タイトル	現行 J 規格	最新 IEC 規格	IEC との 差違	備考
J60730-2-7 (H23) 第 2 版 (2008)	JISC9730-2-7 : 2010 第 2 版 (2008)	家庭用及びこれに類する用途の自動 電気制御装置－第 2-7 部：タイマ及び タイムスイッチの個別要求事項	J60730-2-7 (H20) 第 1 版 (1990) + Amd. 1 (1994)	IEC 60730-2-7 第 2 版 (2008)	あり	改正（既に JIS 採用済 み）
J60730-2-9 (H23) 第 3 版 (2008)	JISC9730-2-9 : 2010 第 3 版 (2008)	家庭用及びこれに類する用途の自動 電気制御装置－第 2-9 部：温度検出制 御装置の個別要求事項	J60730-2-9 (H20) 第 2 版 (2000) + Amd. 1 (2002)	IEC 60730-2-9 第 3 版 (2008)	あり	改正（既に JIS 採用済 み）
J60730-2-10 (H23) 第 2 版 (2006)	JISC9730-2-10 : 2010 第 2 版 (2006)	家庭用及びこれに類する用途の自動 電気制御装置－第 2-10 部：モータ起 動リレーの個別要求事項	J60730-2-10 (H20) 第 1 版 (1991) + Amd. 1 (1994) + Amd. 2 (2001)	IEC 60730-2-10 第 2 版 (2006)	なし	改正（既に JIS 採用済 み）
J60730-2-11 (H23) 第 2 版 (2006)	JISC9730-2-11 : 2010 第 2 版 (2006)	家庭用及びこれに類する用途の自動 電気制御装置－第 2-11 部：エネルギ ー調整器の個別要求事項	J60730-2-11 (H20) 第 1 版 (1993) + Amd. 1 (1994) + Amd. 2 (1997)	IEC 60730-2-11 第 2 版 (2006)	なし	改正（既に JIS 採用済 み）
J60730-2-12 (H23) 第 2 版 (2005)	JISC9730-2-12 : 2010 第 2 版 (2005)	家庭用及びこれに類する用途の自動 電気制御装置－第 2-12 部：電動式ド アロックの個別要求事項	J60730-2-12 (H20) 第 1 版 (1993) + Amd. 1 (1995)	IEC 60730-2-12 第 2 版 (2005)	なし	改正（既に JIS 採用済 み）

改正 J 規格	採用する JIS	タイトル	現行 J 規格	最新 IEC 規格	IEC との 差違	備考
J60730-2-13 (H23) 第 2 版 (2006)	JISC9730-2-13:2010 第 2 版 (2006)	家庭用及びこれに類する用途の自動 電気制御装置－第 2-13 部：湿度検出 制御装置の個別要求事項	J60730-2-13 (H20) 第 1 版 (1995) + Amd. 1 (1997) + Amd. 2 (2000)	IEC 60730-2-13 第 2 版 (2006)	なし	改正（既に JIS 採用済 み）
J60730-2-14 (H23) 第 1 版 (1995) + Amd. 1 (2001) + Amd. 2 (2007)	JISC9730-2-14:2010 第 1 版 (1995) + Amd. 1 (2001) + Amd. 2 (2007)		J60730-2-14 (H20) 第 1 版 (1995) + Amd. 1 (2001)	IEC 60730-2-14 第 1 版 (1995) + Amd. 1 (2001) + Amd. 2 (2007)		
J60730-2-15 (H23) 第 2 版 (2008)	JISC9730-2-15:2010 第 2 版 (2008)	家庭用及びこれに類する用途の自動 電気制御装置－第 2-15 部：自動電気 式の空気流量、水流量及び水位検出制 御装置の個別要求事項	J60730-2-15 (H20) 第 1 版 (1994) + Amd. 1 (1997)	IEC 60730-2-15 第 2 版 (2008)	なし	改正（既に JIS 採用済 み）
J60730-2-17 (H23) 第 1 版 (1997) + Amd. 1 (2000) + Amd. 2 (2007)	JISC9730-2-17:2010 第 1 版 (1997) + Amd. 1 (2000) + Amd. 2 (2007)		J60730-2-17 (H20) 第 1 版 (1997) + Amd. 1 (2000)	IEC 60730-2-17 第 1 版 (1997) + Amd. 1 (2000) + Amd. 2 (2007)		

改正 J 規格	採用する JIS	タイトル	現行 J 規格	最新 IEC 規格	IEC との 差違	備考
J60730-2-19 (H23)	JISC9730-2-19:2010	家庭用及びこれに類する用途の自動	J60730-2-19 (H20)	IEC 60730-2-19	なし	改正 (既に
第 1 版 (1997) + Amd. 1 (2000) + Amd. 2 (2007)	第 1 版 (1997) + Amd. 1 (2000) + Amd. 2 (2007)	電気制御装置—第 2-19 部：機械的要 求事項を含む電動式オイルバルブの 個別要求事項	第 1 版 (1997) + Amd. 1 (2000)	第 1 版 (1997) + Amd. 1 (2000) + Amd. 2 (2007)		JIS 採用済 み)
J60884-1 (H23)	JISC8282-1 : 2010	家庭用及びこれに類する用途のプラ	J60884-1 (H20)	IEC60884-1	あり	改正 (既に
第 3 版 (2002) + Amd. 1 (2006)	第 3 版 (2002) + Amd. 1 (2006)	グ及びコンセント—第 1 部：一般要求 事項	第 3 版 (2002)	第 3 版 (2002) + Amd. 1 (2006)		JIS 採用済 み)
J60884-2-1 (H23)	JISC8282-2-1 : 2010	家庭用及びこれに類する用途のプラ	J60884-2-1 (H20)	IEC60884-2-1	なし	改正 (既に
第 2 版 (2006)	第 2 版 (2006)	グ及びコンセント—第 2-1 部：ヒュー ズ付きプラグの個別要求事項	第 1 版 (1987)	第 2 版 (2006)		JIS 採用済 み)
J60884-2-2 (H23)	JISC8282-2-2 : 2010	家庭用及びこれに類する用途のプラ	J60884-2-2 (H20)	IEC60884-2-2	あり	改正 (既に
第 2 版 (2006)	第 2 版 (2006)	グ及びコンセント—第 2-2 部：機器用 コンセントの個別要求事項	第 1 版 (1989)	第 2 版 (2006)		JIS 採用済 み)
J60884-2-3 (H23)	JISC8282-2-3 : 2010	家庭用及びこれに類する用途のプラ	J60884-2-3 (H20)	IEC60884-2-3	あり	改正 (既に
第 2 版 (2006)	第 2 版 (2006)	グ及びコンセント—第 2-3 部：固定配 線用のインターロックをもたないス イッチ付きコンセントの個別要求事 項	第 1 版 (1989)	第 2 版 (2006)		JIS 採用済 み)

合計 4 1 規格

IEC規格の統廃合により廃止する基準

2項基準から削除する J規格	タイトル	IEC規格	備考
J60730-2-1 (H14)	家庭用及びこれに類する用途の自動電気制御装置－ 第2-1部：家庭用電気機器の電気制御装置の個別要求事項	IEC 60730-2-1	IEC規格の統 廃合により廃止
J60730-2-16 (H20)	家庭用及びこれに類する用途の自動電気制御装置－ 第2-16部：家庭用及びこれに類するフロート式自動電気水位 作動制御装置の個別要求事項	IEC60730-2-16	IEC規格の統 廃合により廃止
J60730-2-18 (H20)	家庭用及びこれに類する用途の自動電気制御装置－ 第2-18部：水流量及び空気流量検出制御装置の個別要求事項	IEC60730-2-18	IEC規格の統 廃合により廃止

合計3規格

技術基準改正内容の技術評価

1. 省令第2項へ採用する JIS

1.1 AV 機器関連

◆J60065 (H23)

- ・採用する JIS : JISC6065 : 2007+追補 1(2010) オーディオ、ビデオ及び類似の電子機器—安全性要求事項
- ・適用範囲 : この安全規格は、主電源、電源装置、電池又は遠隔電力供給から給電するように設計され、かつ、オーディオ、ビデオ及び関連の信号を受信、発生、記録又は再生することを意図して設計された電子機器について規定する。
- ・電気用品名 : 「テレビジョン受信機」「ラジオ受信機」「音響機器」「電子楽器」「電子応用遊戯器具」等
- ・改正内容の評価結果 : IEC に写真用エレクトロニックフラッシュ装置の安全規定が追加されたことに併せて追補版として追加することによる最新知見の反映。引用規格を IEC から JIS に変更した等、表現の適正化。

1.2 ケーブル関連

◆J60227-1 (H23)

- ・採用する JIS : JISC3662-1 : 2009 定格電圧 450/750V 以下の塩化ビニル絶縁ケーブル—第 1 部 : 通則
- ・適用範囲 : この規格は、公称電圧交流 450/750V 以下の電気設備などに用いる定格電圧 U_0/U が 450/750V 以下の、塩化ビニルを主成分とする絶縁体及び必要に応じてシースをもつ非可とうケーブル及び可とうケーブルについて規定する。
- ・電気用品名 : ビニルケーブルの通則
- ・改正内容の評価結果 : 引用 IEC の発行年を記載し適用規格を明確化した等、表現の適正化。

◆J60227-2 (H23)

- ・採用する JIS : JIS C 3662-2 : 2009 定格電圧 450/750V 以下の塩化ビニル絶縁ケーブル 第 2 部 : 試験方法
- ・適用範囲 : この規格は、定格電圧 450/750V 以下の塩化ビニル絶縁ケーブルの個別規格で規定する試験の実施方法について規定する。
- ・電気用品名 : 試験方法のため該当なし
- ・改正内容の評価結果 : 誤記を訂正した等、表現の適正化。

◆J60227-5 (H23)

- ・採用する JIS : JISC3662-5 : 2009 定格電圧 450/750V 以下の塩化ビニル絶縁ケーブル 第 5 部 : 可とうケーブル (コード)
- ・適用範囲 : この規格は、定格電圧 300/500V 以下の塩化ビニル絶縁可とうケーブル (コード) について規定する。
- ・電気用品名 : 「ビニルコード」「ビニルキャブタイヤケーブル」
- ・改正内容の評価結果 : 引用 IEC の発行年を記載し適用規格を明確化した等、表現の適正化。

◆J60227-7 (H23)

- ・採用する JIS : JIS C 3662-7 : 2010 定格電圧 450/750V 以下の塩化ビニル絶縁ケーブル 第 7 部 : 遮へい付き又は遮へいなしの 2 心以上の多心可とうケーブル
- ・適用範囲 : この規格は、定格電圧 450/750V 以下の塩化ビニル絶縁ケーブルのうち、定格電圧 300/500V の耐油性遮へい付き又は遮へいなしの 2 心以上の多心可とう制御用ビニル絶縁ケーブルについて規定する。
- ・電気用品名 : 「キャブタイヤコード(合成樹脂)」
- ・改正内容の評価結果 : 試験の名称を「低温の弾性及び衝撃性」から「低温試験」に変更した等、表現の適正化。

◆J60245-1 (H23)

- ・採用する JIS : JIS C 3663-1 : 2010 定格電圧 450/750V 以下のゴム絶縁ケーブルー
第 1 部 : 通則
- ・適用範囲 : この規格は、定格電圧 450/750V 以下の電気設備などに用いる定格電圧が
450/750V 以下のゴムを主成分とする絶縁体及び必要によってシースをも
つ非可とうケーブル及び可とうケーブルについて規定する。
- ・電気用品名 : 「ケーブル (導体の断面積が 2 mm^2 以下のもの) (ゴムのもの)」「その
他のゴムコード」等
- ・改正内容の評価結果 : 以前使用が禁止されていた「赤及び白」が IEC への提案で採
用されたため、その内容を記載した等、最新知見の反映。

◆J60245-8 (H23)

- ・採用する JIS : JIS C 3663-8 : 2010 定格電圧 450/750V 以下のゴム絶縁ケーブルー
第 8 部 : 高可とう性コード
- ・適用範囲 : この規格は、定格電圧 450/750V 以下のゴム絶縁ケーブルのうち、電気ア
イロン等に使用する高可とう性の定格電圧 300/300V のゴム又は架橋塩
化ビニル絶縁、及びゴム又は架橋塩化ビニルシースコードについて規定
する。
- ・電気用品名 : 「その他のゴムコード」「キャブタイヤコード(ゴム)」
- ・改正内容の評価結果 : 絶縁体材料の天然ゴムから高可とう性エチレンプロピレンゴ
ムへの変更、及び高可とう性エチレンプロピレンゴム絶縁編組コードの
追加を行った等、最新知見の反映。

1.3 ソケット関連

◆J60400 (H23)

- ・採用する JIS : JIS C 8324 : 2010 蛍光灯ソケット及びスタータソケット
- ・適用範囲 : この規格は、蛍光灯ソケット及びスタータソケットに対する技術上及び
寸法上の要求事項、並びに安全性及びかん合性について規定する。
- ・電気用品名 : 「蛍光灯ソケット」「蛍光灯用スターターソケット」

- ・ 改正内容の評価結果：新しく規定された受金を追加し、廃止された受金は削除した等、最新知見の反映。

1.4 配線器具関連

◆J60884-1 (H23)

- ・ 採用する JIS : JISC8282-1 : 2010 家庭用及びこれに類する用途のプラグ及びコンセントー第 1 部 : 一般要求事項
- ・ 適用範囲 : この規格は、家庭用及びこれに類する用途の交流専用プラグ及び固定形コンセント又は可搬形コンセントで、定格電圧が 50V を超え 440V 以下、定格電流が 32A 以下の接地極付き又は接地極なしで、屋内用又は屋外用のものについて規定する。
- ・ 電気用品名 : 「差込みプラグ」「コンセント」「マルチタップ」
- ・ 改正内容の評価結果 : 接地端子と外部接地端子の定義を追加、外部接地端子に接続する電線の断面積範囲及び引張強度を規定した等、最新知見の反映。

◆J60884-2-1 (H23)

- ・ 採用する JIS : JISC8282-2-1 : 2010 家庭用及びこれに類する用途のプラグ及びコンセントー第 2-1 部 : ヒューズ付きプラグの個別要求事項
- ・ 適用範囲 : この規格は、ヒューズが主に可とうケーブル又はコードを保護することを意図するヒューズ付きプラグに適用する。
- ・ 電気用品名 : 「差込みプラグ」
- ・ 改正内容の評価結果 : 引用する通則の年号を更新するとともに通則に合わせ接地側極と中性極を区別した等、表現の適正化。

◆J60884-2-2 (H23)

- ・ 採用する JIS : JISC8282-2-2 : 2010 家庭用及びこれに類する用途のプラグ及びコンセントー第 2-2 部 : 機器用コンセントの個別要求事項
- ・ 適用範囲 : この規格は、機器と一体にする、又は機器に組み込む若しくは機器に固定することを意図した、交流専用で、接地極あり又は接地極なしで、定

格電圧 250V 以下、定格電流 16A 以下のコンセントに適用する。

- ・電気用品名：「コンセント」
- ・改正内容の評価結果：引用する通則の年号を更新した、通則に機器用コンセントの定義が追加されたので本規格から削除した等、表現の適正化。

◆J60884-2-3 (H23)

- ・採用する JIS : JISC8282-2-3 : 2010 家庭用及びこれに類する用途のプラグ及びコンセントー第 2-3 部：固定配線用のインターロックをもたないスイッチ付きコンセントの個別要求事項
- ・適用範囲：この規格は、家庭用及びこれに類する屋内用又は屋外用の、定格電圧 440V 以下、定格電流 32A 以下、接地極付き又は接地極なしの交流専用の、固定配線用のインターロックをもたないスイッチ付きコンセントに適用する。
- ・電気用品名：「コンセント」
- ・改正内容の評価結果：引用する通則の年号を更新したことによる表現の適正化、我が国の配電電圧（100V）に合わせた絶縁距離を追加した等、我が国のデビエーションの適切な反映。

◆J60309-1 (H23)

- ・採用する JIS : JISC8285 : 2010 工業用プラグ、コンセント及びカプラ
- ・適用範囲：この規格は、定格動作電圧が 690V 以下の直流又は交流及び 500Hz 以下の交流で、定格電流が 250A 以下の、主として屋内又は屋外の工業用のプラグ、コンセント、電線カプラ及び機器用カプラについて規定する。
- ・電気用品名：「差込みプラグ」「コンセント」「器具用差込みプラグ」
- ・改正内容の評価結果：我が国の配電電圧（100V）の場合、電流が高くなるので定格電流の上限値を上げたとともに電安法省令第 1 項基準を満たしている組込部品及び電線の使用を認めた等、我が国のデビエーションの適切な反映。IEC のラグ端子の規定を新たに採用するとともにカナダ及びアメリカで使用されている導体区分に対応している推奨定格電流を削

除した等、最新知見の反映。

1.5 家電機器関連

◆J60335-2-J2 (H23)

- ・採用する JIS : JISC9335-2-202 : 2009 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性
— 第 2-202 部 : 電気こたつの個別要求事項
- ・適用範囲 : この規格は、定格電圧 250V 以下の家庭用及びこれに類似の目的の電気こたつ安全性に関する要求事項について規定する。
- ・電気用品名 : 「電気こたつ」
- ・改正内容の評価結果 : JISC9335-1 の改正に併せた項目番号の修正等、表現の適正化。

◆J60335-2-J3 (H23)

- ・採用する JIS : JISC9335-2-203 : 2009 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性
— 第 2-203 部 : ハードあんかの個別要求事項
- ・適用範囲 : この規格は、家庭用及び類似の目的のためのハードあんかの安全性について規定する。
- ・電気用品名 : 「電気あんか」
- ・改正内容の評価結果 : JISC9335-1 の改正に併せた項目番号の修正等、表現の適正化。

◆J60335-2-J9 (H23) (新規)

- ・採用する JIS : JISC9335-2-209 : 2009 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性
— 第 2-209 部 : 家庭用電気治療器の個別要求事項
- ・適用範囲 : この規格は、家庭用及び類似の目的の家庭用電気治療器で、定格電圧が単相の場合には、480V 以下の機器の安全性について規定する。
- ・電気用品名 : 「家庭用超短波治療器」「家庭用低周波治療器」「家庭用電位治療器」
- ・評価結果 : 一般要求事項である JIS C 9335-1 の個別規格として我が国のデビエーションを適切に反映している。また、消費者委員の意見が反映されており、消費者に対する表示は適切な規定になっている。

1.6 照明器具関連

◆J60598-1 (H23)

- ・採用する JIS : JISC8105-1 : 2010 照明器具—第 1 部 : 安全性要求事項通則
- ・適用範囲 : この規格は、電源電圧が 1000V 以下の電気光源（白熱電球、蛍光ランプ、その他の放電ランプ用の、LED などの電子発光体）用の照明器具に適用する。この規格は、照明器具の分類、表示並びに機械的及び電氣的構造に関する一般要求事項について規定する。
- ・電気用品名 : 「電気スタンド」「ハンドランプ」「庭園灯器具」「家庭用つり下げ型蛍光灯器具」「その他の白熱電灯器具」「その他の放電灯器具」
- ・改正内容の評価結果 : 浴室用照明器具等防湿形の分類と試験を追加した、我が国独自の断熱施工方法に合わせ試験条件及びマーク等を追加した等、我が国のデビエーションの適切な反映。

◆J60598-2-1 (H23)

- ・採用する JIS : JISC8105-2-1 : 1999+追補 1(2010) 照明器具—第 2-1 部 : 定着灯器具に関する安全性要求事項
- ・適用範囲 : この規格は、入力電圧が 1000V 以下の白熱電球、蛍光ランプ、その他の放電ランプ用の一般用定着灯器具の要求事項を規定する。
- ・電気用品名 : 「家庭用つり下げ型蛍光灯器具」「その他の白熱電灯器具」「その他の放電灯器具」
- ・改正内容の評価結果 : JISC8105-1 を引用規格に追加した等、表現の適正化。

◆J60598-2-2 (H23)

- ・採用する JIS : JISC8105-2-2 : 2003+追補 1(2010) 照明器具—第 2-2 部 : 埋込み形照明器具に関する安全性要求事項
- ・適用範囲 : この規格は、入力電圧が 1000V 以下の白熱電球、蛍光ランプ、その他の放電ランプ用の一般用定着灯器具の要求事項を規定する。
- ・電気用品名 : 「その他の白熱電灯器具」「その他の放電灯器具」
- ・改正内容の評価結果 : JISC8105-1 で F マーク（断熱材の使用を想定した照明器具）

を廃止したため、当規格の該当項目を削除した等、表現の適正化。

◆J60598-2-4 (H23)

- ・採用する JIS : JISC8105-2-4 : 2003+追補 1 (2010) 照明器具—第 2-4 部 : 一般用移動灯器具に関する安全性要求事項
- ・適用範囲 : この規格は、入力電圧が 1000V 以下の白熱電球 (ハロゲン電球を含む。)、蛍光ランプ及びその他の放電ランプ用の投光器に適用する。ただし、埋込み用のもの、移動用のもの、写真撮影用のもの、舞台照明用のもの、水中用のものを除く。
- ・電気用品名 : 「電気スタンド」
- ・改正内容の評価結果 : JISC8105-1 を引用規格に追加したことによる表現の適正化。我が国の配電事情から保護協調の関係で認められない電線を削除した等、我が国のデビエーションの適切な反映。

◆J60598-2-5 (H23)

- ・採用する JIS : JISC8105-2-5 : 2003+追補 1 (2010) 照明器具—第 2-5 部 : 投光器に関する安全性要求事項
- ・適用範囲 : この規格は、電源電圧が 1000V 以下の白熱電球 (ハロゲン電球を含む。)、蛍光ランプ及びその他の放電ランプ用の投光器に適用する。
- ・電気用品名 : 「その他の白熱電灯器具」「その他の放電灯器具」
- ・改正内容の評価結果 : 屋外の投光器の風に対する強度について IEC 規格の風速ではなく、我が国の建築物に適用されている風速圧を適用した等、我が国のデビエーションの適切な反映。

◆J60598-2-12 (H23) (新規)

- ・採用する JIS : JISC8105-2-12 : 2009 照明器具—第 2-12 部 : 電源コンセント取付形常夜灯に関する安全性要求事項
- ・適用範囲 : この規格は、交流 250V 以下、50/60Hz の電源を使用する、電源コンセント取付形常夜灯の安全性要求事項について規定する。

- ・電気用品名：「その他の白熱電灯器具」「その他の放電灯器具」
- ・評価結果：IEC60596-2-12 を基に我が国のデビエーションを適切に反映している。

◆J60598-2-13 (H23) (新規)

- ・採用する JIS : JISC8105-2-13 : 2009 照明器具—第 2-13 部：地中埋込み形照明器具に関する安全性要求事項
- ・適用範囲：この規格は、交流 1000V 以下、50/60Hz の電源を使用する、庭園、中庭、自動車も通る道、駐車場、歩道、散歩区域、SELV 区域外の水泳用プール区域、保育園、又はその他の屋内、若しくは屋外で使用する電気光源を内蔵した、地中埋込み形照明器具の安全性要求事項について規定する。ただし、自動車専用道路及び飛行場の照明器具は対象としない。
- ・電気用品名：「その他の白熱電灯器具」「その他の放電灯器具」
- ・評価結果：IEC60596-2-13 を基に我が国のデビエーションを適切に反映している。

◆J60598-2-19 (H23)

- ・採用する JIS : JISC8105-2-19 : 2010 照明器具—第 2-19 部：空調用照明に関する安全性要求事項
- ・適用範囲：この規格は、入力電圧が 1000V 以下の蛍光ランプを用いて、通気ダクト又はプレナムと組み合わせて使用に供する空調照明器具に対する安全性要求事項を規定する。
- ・電気用品名：「その他の放電灯器具」
- ・改正内容の評価結果：JISC8105-1 で F マーク（断熱材の使用を想定した照明器具）を廃止したため、当規格の該当項目を削除した等、表現の適正化。

◆J61347-2-11 (H23) (新規)

- ・採用する JIS : JISC8147-2-11 : 2005 ランプ制御装置—第 2-11 部：照明器具等のその他の電子回路の個別要求事項
- ・適用範囲：この規格は、50Hz 又は 60Hz の 1000V までの交流電源及び/又は 250V までの直流電源で使用するその他の照明器具用電子回路に対する一般及

び安全要求事項について規定する。

- ・電気用品名：電気用品の構成部品に適用する規格のためなし
- ・評価結果：IEC61347-2-11 を基に我が国のデビエーションを適切に反映している。

1.7 自動制御装置関連

◆J60730-1 (H23)

- ・採用する JIS：JISC9730-1:2010 家庭用及びこれに類する用途の自動制御装置—
第1部：一般要求事項
- ・適用範囲：この規格は、暖房、空気調節及びこれに類する用途の制御装置を含む、
家庭用及びこれに類する用途の機器の中若しくはその表面、又はそれと
共に使用する自動電気制御装置に適用する。
- ・電気用品名：「圧カスイッチ」「タイムスイッチ」「フロートスイッチ」
- ・改正内容の評価結果：用語の統一による表現の適正化。

◆J60730-2-2 (H23)

- ・採用する JIS：JISC9730-2-2:2010 家庭用及びこれに類する用途の自動制御装置—
第2-2部：感熱式モータ保護装置の個別要求事項
- ・適用範囲：この規格は、暖房、空気調節及びこれに類する用途の制御装置を含む、
JIS C 9730-1 に定義される家庭用及びこれに類する用途の感熱式モータ
保護装置の部分的評価に適用する。
- ・電気用品名：電気用品の構成部品に適用する規格のためなし
- ・改正内容の評価結果：我が国のデビエーションが採用していた最新のイミュニティ
試験が IEC の改正により本文に追加されたことによる表現の適正化。

◆J60730-2-3 (H23)

- ・採用する JIS：JISC9730-2-3:2010 家庭用及びこれに類する用途の自動制御装置—
第2-3部：蛍光ランプ用安定器の感熱式保護装置の個別要求事項
- ・適用範囲：この規格は、管形蛍光ランプ用安定器のための感熱式保護装置の評価に
適用する。

- ・電気用品名：電気用品の構成部品に適用する規格のためなし
- ・改正内容の評価結果：我が国のデビエーションが採用していた最新のイミュニティ一試験が IEC の改正により本文に追加されたことによる表現の適正化。

◆J60730-2-4 (H23)

- ・採用する JIS：JISC9730-2-4:2010 家庭用及びこれに類する用途の自動制御装置
一第 2-4 部：密閉形及び半密閉形の電動圧縮機用の感熱式モータ保護装置の個別要求事項
- ・適用範囲：この規格は、密閉型（全密閉形及び半密閉形）電動圧縮機に対して JISC 9730-1 に定義される家庭用及びこれに類する用途の感熱式モータ保護装置の部分的評価に適用する。
- ・電気用品名：電気用品の構成部品に適用する規格のためなし
- ・改正内容の評価結果：我が国のデビエーションが採用していた最新のイミュニティ一試験が IEC の改正により本文に追加されたことによる表現の適正化。

◆J60730-2-5 (H23)

- ・採用する JIS：JISC9730-2-5:2010 家庭用及びこれに類する用途の自動制御装置
一第 2-5 部：自動電気バーナコントロールシステムの個別要求事項
- ・適用範囲：この規格は、暖房、空気調節及びこれに類する用途を含む、油、ガス、石炭又はその他の燃料のバーナの自動制御のために家庭用及びこれに類する用途の自動電気バータコントロールシステムに適用する。
- ・電気用品名：電気用品の構成部品に適用する規格のためなし
- ・改正内容の評価結果：我が国のデビエーションが採用していた最新のイミュニティ一試験が IEC の改正により本文に追加されたことによる表現の適正化。

◆J60730-2-6 (H23)

- ・採用する JIS：JISC9730-2-6:2010 家庭用及びこれに類する用途の自動制御装置
一第 2-6 部：機械的要求事項を含む自動電気圧力検出装置の個別要求事項

- ・適用範囲：この規格は、暖房、空気調節及びこれに類する用途を含む、電気、ガス、油、固形燃料、太陽熱エネルギーなど、又はそれらの組合せを使用する家庭用及びこれに類する用途の機器の中若しくはその表面、又はそれと共に使用する、最小定格ゲージ圧力60kPa 及び最大定格ゲージ圧力4.2MPa をもつ、自動電気圧力検出制御装置に適用する
- ・電気用品名：「圧カスイッチ」
- ・改正内容の評価結果：我が国のデビエーションが採用していた最新のイミュニティ試験が IEC の改正により本文に追加されたことによる表現の適正化。

◆J60730-2-7 (H23)

- ・採用する JIS : JISC9730-2-7 : 2010 家庭用及びこれに類する用途の自動制御装置
— 第 2-7 部 : タイマ及びタイムスイッチの個別要求事項
- ・適用範囲：この規格は、暖房、空気調節及びこれに類する用途を含む、電気、ガス、油、固形燃料、太陽熱エネルギーなど、又はそれらの組合せを使用する家庭用及びこれに類する用途のタイマ及びタイムスイッチに適用する。
- ・電気用品名：「タイムスイッチ」
- ・改正内容の評価結果：我が国のデビエーションが採用していた最新のイミュニティ試験が IEC の改正により本文に追加されたことによる表現の適正化。
我が国で用いられる試験負荷以外の合成負荷及びTVタイマを除外等、我が国のデビエーションの適切な反映。

◆J60730-2-9 (H23)

- ・採用する JIS : JISC9730-2-9 : 2010 家庭用及びこれに類する用途の自動制御装置
— 第 2-9 部 : 温度検出制御装置の個別要求事項
- ・適用範囲：この規格は、暖房、空気調節及びこれに類する用途の制御装置を含む、家庭用及びこれに類する用途の機器の中若しくはその表面、又はそれと共に使用する自動電気温度検出制御装置に適用する。
- ・電気用品名：電気用品の構成部品に適用する規格のためなし
- ・改正内容の評価結果：我が国のデビエーションが採用していた最新のイミュニティ

一試験が IEC の改正により本文に追加されたことによる表現の適正化。

◆J60730-2-10 (H23)

- ・採用する JIS : JISC9730-2-10 : 2010 家庭用及びこれに類する用途の自動制御装置—第 2-10 部 : モータ起動リレーの個別要求事項
- ・適用範囲 : この規格は、家庭用及びこれに類する用途の機器と共に使用する单相モータの起動巻線を自動的に制御するための制御装置に適用する。
- ・電気用品名 : 電気用品の構成部品に適用する規格のためなし
- ・改正内容の評価結果 : 我が国のデビエーションが採用していた最新のイミュニティ一試験が IEC の改正により本文に追加されたことによる表現の適正化。

◆J60730-2-11 (H23)

- ・採用する JIS : JISC9730-2-11 : 2010 家庭用及びこれに類する用途の自動制御装置—第 2-11 部エネルギー調整器の個別要求事項
- ・適用範囲 : この規格は、暖房、空気調節及びこれに類する用途のエネルギー調整器を含む、家庭用及びこれに類する用途の機器の中若しくはその表面、又はそれと共に使用するエネルギー調整器に適用する。
- ・電気用品名 : 電気用品の構成部品に適用する規格のためなし
- ・改正内容の評価結果 : 我が国のデビエーションが採用していた最新のイミュニティ一試験が IEC の改正により本文に追加されたことによる表現の適正化。

◆J60730-2-12 (H23)

- ・採用する JIS : JISC9730-2-12 : 2010 家庭用及びこれに類する用途の自動制御装置—第 2-12 部 : 電動式ドアロックの個別要求事項
- ・適用範囲 : この規格は、家庭用及びこれに類する用途の機器のドアの開放を防止するように意図した電動式ドアロックにて適用する。
- ・電気用品名 : 電気用品の構成部品に適用する規格のためなし
- ・改正内容の評価結果 : 我が国のデビエーションが採用していた最新のイミュニティ一試験が IEC の改正により本文に追加されたことによる表現の適正化。

◆J60730-2-13 (H23)

- ・採用する JIS : JISC9730-2-13 : 2010 家庭用及びこれに類する用途の自動制御装置—第 2-13 部 : 湿度検出制御装置の個別要求事項
- ・適用範囲 : この規格は、暖房、空気調節及びこれに類する用途の制御装置を含む、家庭用及びこれに類する用途の機器の中若しくはその表面、又はそれと共に使用する自動電気湿度検出制御装置に適用する。
- ・電気用品名 : 電気用品の構成部品に適用する規格のためなし
- ・改正内容の評価結果 : 我が国のデビエーションが採用していた最新のイミュニティ一試験が IEC の改正により本文に追加されたことによる表現の適正化。

◆J60730-2-14 (H23)

- ・採用する JIS : JISC9730-2-14 : 2010 家庭用及びこれに類する用途の自動制御装置—第 2-14 部 : 電気アクチュエータの個別要求事項
- ・適用範囲 : この規格は、暖房、空気調節及び換気のための家庭用及びこれに類する用途の機器の中若しくはその表面、又はそれと共に使用する電気アクチュエータに適用する。
- ・電気用品名 : 電気用品の構成部品に適用する規格のためなし
- ・改正内容の評価結果 : 我が国のデビエーションが採用していた最新のイミュニティ一試験が IEC の改正により本文に追加されたことによる表現の適正化。

◆J60730-2-15 (H23)

- ・採用する JIS : JISC9730-2-15 : 2010 家庭用及びこれに類する用途の自動制御装置—第 2-15 部 : 自動電気式の空気流量、水流量及び水位検出制御装置の個別要求事項
- ・適用範囲 : この規格は、暖房、空気調節及びこれに類する用途の制御装置を含む、圧力定格 2000kPa 以下のボイラ、一般家庭用及びこれに類する用途の機器の中又はそれと共に使用する自動電気式の空気流量、水量及び水位検出制御装置に適用する。

- ・電気用品名：「フロートスイッチ」
- ・改正内容の評価結果：我が国のデビエーションが採用していた最新のイミュニティ一試験が IEC の改正により本文に追加されたことによる表現の適正化。なお、2008 年に発行された IEC60730-2-15 第 2 版に、J60730-2-16 (JISC9730-2-16) 及び J60730-2-18 (JISC9730-2-18) の内容が含まれたことにより、両規格を廃止する

◆J60730-2-17 (H23)

- ・採用する JIS : JISC9730-2-17 : 2010 家庭用及びこれに類する用途の自動制御装置—第 2-17 部:機械的要求事項を含む電動式ガスバルブの個別要求事項
- ・適用範囲：この規格は、ガス燃焼機器に使用するよう意図した、製造ガス、天然ガス又は液化石油ガスのようなガス状の燃料と組み合わせて電気を使用する家庭用及びこれに類する用途の機器の中若しくは表面、又はそれと共に使用する電動式ガスバルブに適用する。
- ・電気用品名：電気用品の構成部品に適用する規格のためなし
- ・改正内容の評価結果：我が国のデビエーションが採用していた最新のイミュニティ一試験が IEC の改正により本文に追加されたことによる表現の適正化。IEC では融点が 450℃以上の金属材料の使用を義務付けているが、JIS で採用しているガス事業法技術基準の 500℃以上としたことによる我が国のデビエーションの適切な反映。

◆J60730-2-19 (H23)

- ・採用する JIS : JISC9730-2-19 : 2010 家庭用及びこれに類する用途の自動制御装置—第 2-19 部:機械的要求事項を含む電動式オイルバルブの個別要求事項
- ・適用範囲：この規格は、蒸留物、残留燃料のような液状の燃料と組み合わせて電気を使用する家庭用及びこれに類する用途の機器の中若しくは表面、又はそれと共に使用する電動式オイルバルブに適用する。

- ・電気用品名：電気用品の構成部品に適用する規格のためなし
- ・改正内容の評価結果：我が国のデビエーションが採用していた最新のイミュニティ試験が IEC の改正により本文に追加されたことによる表現の適正化。

2. 2項基準に採用済の基準を、IEC規格の統廃合により廃止するもの：3基準

◆J60730-2-1 (H14) 家庭用及びこれに類する用途の自動電気制御装置－第2－1部：家庭用電気機器の電気制御装置の個別要求事項

- ・改正内容の評価結果：今回改正を行う J60730-1 に J60730-2-1 (JISC9730-2-1) の内容が含まれたことにより、本規格を廃止する。

◆J60730-2-16 (H20) 家庭用及びこれに類する用途の自動電気制御装置－第2－16部：家庭用及びこれに類するフロート式自動電気水位作動制御装置の個別要求事項

- ・改正内容の評価結果：2008年に発行された IEC60730-2-15 第2版に、J60730-2-16 (JISC9730-2-16) の内容が含まれたことにより、本規格を廃止する。

◆J60730-2-18 (H20) 家庭用及びこれに類する用途の自動電気制御装置－第2－18部：水流量及び空気流量検出制御装置の個別要求事項

- ・改正内容の評価結果：2008年に発行された IEC60730-2-15 第2版に、J60730-2-18 (JISC9730-2-18) の内容が含まれたことにより、本規格を廃止する。